

公益財団法人江副記念財団 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人江副記念財団（以下「財団」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 財団は、評議員、役員職務執行の対価として報酬を支給する。

(報酬等の額の算定)

第4条 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席一回につき1万円（税別）を、その都度支給する。この場合、交通費・宿泊費は支給しない。

2 理事への報酬の額は、一人当たり年間1500万円を上限とし、各理事に対する具体的支給額は、年度ごとに、評議員会の意見を聴取したうえ、理事会が決定する。

無報酬の理事に対しては、理事会・評議員会への出席一回につき1万円（税別）を、その都度支給する。この場合、交通費・宿泊費は支給しない。

3 監事への報酬額は、一人当たり年間30万円を上限とし、各監事に対する具体的支給額は、年度ごとに、評議員会の意見を聴取したうえ、理事会が決定する。

(費用)

第5条 財団は、役員もしくは評議員がその職務の執行に当たって負担すべき、又は負担した費用については、その請求に基づき、請求にあった日の翌月末日までに支払う。前払いを要するものについては、その必要に応じて前もって支払う。

(公表)

第6条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 報酬の支給方法、その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。